

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

- ・別紙「令和6年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

9 月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ベツトボトル〕	2分別 陶磁器類 ガラス・ 電化製品 金属アルミ類	3分別	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌雑がみ ダンボール〕
1	日							
2	月	飯・東			飯			
3	火	野・南						
4	水		飯・東・南				野・南	
5	木	飯・東	野					
6	金	野・南			野			
7	土			東				
8	日							
9	月	飯・東			南			
10	火	野・南						
11	水		飯・東・南				飯・東	

〈九重町隣保館人権学習会のお知らせ〉
 と き：9月18日（水）19：00～20：30
 ところ：九重町隣保館
 テーマ：部落差別問題

部落差別問題

部落差別は、日本固有の人権問題です。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職差別を受けたりと日常生活の上で様々な差別を受けている人がいます。
 これは決して過去の問題ではありません。
 2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別は現在もあると明記されました。あらためて、行政と町民のみならず、部落差別の解消に向けて取り組むことが重要です。



〈部落差別に関する相談窓口〉
 九重町隣保館
 …… 0973-76-2468
 みんなの人権110番
 …… 0570-003-110

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために～本人通知制度に登録しましょう～

12	木	飯・東	野					
13	金	野・南			東			
14	土			飯				
15	日							
16	月	飯・東						
17	火	野・南						
18	水		飯・東・南				野・南	
19	木	飯・東	野					
20	金	野・南						
21	土			野				
22	日							
23	月	飯・東						
24	火	野・南						
25	水				飯・東・南		飯・東	
26	木	飯・東			野			
27	金	野・南						
28	土			南				
29	日							
30	月	飯・東						

野外焼却の禁止

廃棄物の焼却（野焼き）は煙や匂いが出て迷惑をしていると言った苦情が多数寄せられています。
 また、野焼きの焼却温度は通常200～300度程度にしかならない為、燃やすものによってはダイオキシン類の発生原因になると言われています。
 野外の焼却は、一部の例外を除き法律で禁止されています。



- 例外的に野焼きが認められるものについて●
 - ☆自然災害の予防や応急対策、又は復旧の為に必要な廃棄物の焼却
 - 【例】災害等の応急対策や、火災予防訓練など。
 - ☆風俗慣習上又は宗教行事のため必要な焼却
 - 【例】正月の門松や、しめ縄などを焼く等の行事。
 - ☆農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - 【例】農業者が行う野焼きや、畑や水田の畔や雑草、林業者が行う伐採枝葉、漁業者が行う不要な海藻類の焼却など。
 - ☆たき火など日常生活で行われる軽微なもの
 - 【例】たき火や、キャンプファイヤー等